

榛東村福祉センター指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

本村では、在宅の知的障害者、身体障害者及び精神障害者の福祉の向上と高齢者の介護予防を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び榛東村福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成13年榛東村条例第14号）第4条の規定により、榛東村福祉センターに関する業務を行う指定管理者を募集します。

2 施設の概要

- (1) 名 称 榛東村福祉センター
- (2) 所 在 地 群馬県北群馬郡榛東村大字新井789番地3
- (3) 構 造 木造平屋建
- (4) 敷地面積 2,200.00平方メートル
- (5) 床面積 598.24平方メートル
- (6) 開設年月日 平成13年4月1日

3 管理の基準

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適正なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設及び設備の維持管理を適切に行うこと
- (4) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用しないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 地域活動支援センター運営事業
- (2) 在宅重度心身障害者等デイサービス運営事業
- (3) 障害者福祉の推進に必要な事業
- (4) 高齢者介護予防事業
- (5) 施設等の維持、管理及び軽易な修繕に関すること
- (6) その他管理及び運営に関する業務のうち村長が特に認めるもの

5 指定管理期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

6 管理運営に係る費用等の取扱い

- (1) 村は、年度の予算の範囲内において、指定管理業務に必要な費用を指定管理料として支払います。
- (2) 管理運営に係る費用については、村からの指定管理料、高齢者介護予防事業

利用者からの利用料等の収入をもって充てるものとします。

- (3) 施設の管理運営に係る収入及び支出の経理は、必要な帳簿を作成して、単独の会計処理をする必要があります。また、出入金の管理は、法人名義の金融機関口座で管理してください。
- (4) 指定管理料の額、支払時期及び支払方法については、当該年度の事業計画等を踏まえ、予算の範囲内において、別途年度協定で定めるものとします。
- (5) 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者と締結した年度協定に基づき支払うものとします。なお、概算払を請求する場合は、明確な根拠及び理由を記載すること。また、支払期間ごとに精算を実施するものとします。
- (6) 施設利用者の状況等の事由により、村と指定管理者との協議の上で指定管理料を変更できるものとします。

7 応募の資格要件等

指定管理者は、指定管理期間中に安全円滑に管理運営することができる法人とします。個人で応募することはできません。

また、申請書類提出日時点において村内に事業所を有し、指定管理期間中これを維持することができる法人とし、次に掲げる（１）から（５）までの全ての要件を満たす必要があるものとします。

- (1) 役員及び施設に配置する職員に次のアからウまでのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及び開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (3) 市町村民税、都道府県民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

- (4) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 申請書類提出の日から指定管理者候補の選定通知をした日までに村から指名停止の措置を受けていないこと。

8 申請手続等

(1) 質問事項等

受付期間：令和8年8月28日（金）午後5時まで

質問方法：質問書（別紙）により、持参、郵送、FAX又は電子メールにより
 榊東村総務企画課宛てにお送りください。

回答方法：FAX又は電子メールで回答します。

(2) 募集要項等の配布及び応募書類の提出

受付期間：令和8年8月7日（金）から9月18日（金）まで

 ※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律
 第178号）に規定する休日を除く。

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所：榊東村総務企画課

受付方法：申請書類一式を、郵送又は持参により提出してください。

 なお、郵送の場合にも、上記受付期間内必着とします。

9 提出書類

(1) 榊東村福祉センター指定管理者の指定関係書類

提出部数：①～⑦ 各1部

① 指定管理者指定申請書

② 事業計画書（令和9年度から令和13年度までの各年度）

③ 収支予算書（令和9年度から令和13年度までの各年度）

④ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

⑤ 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時の財産目録

⑥ 法人の国税及び地方税に未納のないことの証明書

⑦ 役員の名簿及び組織に関する事項を記載した書類

※ 必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出書類作成上の留意点

提出書類は、原則として全て日本産業規格A列4番で作成し、左綴りで提出してください。

(3) 提出書類の情報公開

指定管理者に関する情報公開について、村に対して開示請求があった場合は、透明性の確保の点から提出書類について開示する場合があります。

(4) 応募費用の負担

応募に関して必要な経費は、全て応募者の負担とします。

(5) 提供資料の取扱い

村が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

10 審査基準等

指定管理者の選定は、榛東村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年榛東村条例第22号）で定める選定基準に照らし、次に掲げる項目を総合的に判断して行います。

また、申請内容等に関する面接審査を実施する場合があります。

この場合の日時等面接審査の詳細については、別途連絡します。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人が、事業計画書に沿った施設の管理運営を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 上記に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要と認める基準を満たしていること。

11 選定結果の公表

選定結果は、応募者に文書で通知します。

12 選定結果後の手続等

(1) 指定管理者候補者の決定及び仮協定の締結

指定管理者の候補者を決定後、仮協定を締結します。

(2) 榛東村議会の議決

指定管理者の候補者を選定後、指定に係る議案を榛東村議会（以下「村議会」という。）に提出し、村議会の議決を受けます。ただし、議決を受けるまでの間に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、応募者が応募に関して要した費用については、村議会の議決の可否に関わらず、村はその一切の負担を負いません。

(3) 指定管理者の指定及び本協定の締結

指定管理者の指定及び本協定の締結は、村議会の議決後に行いますが、議決後は先に締結した仮協定書を本協定書とみなします。

なお、指定管理者と締結する協定の内容は、可能な限り基本協定書において定めるものとし、年度ごとの実施事業に係る事項その他基本協定書で定められていない事項については、年度協定書で定めることとします。

13 その他

(1) 申請内容の変更の禁止

申請した申請書等の内容について変更することはできません。

(2) 申請書等の取扱い

提出された申請書等の書類は、その理由を問わず返却しません。

(3) 申請の辞退

申請を辞退するときは、辞退届（様式任意）を提出してください。

14 問合せ先及び書類の提出先

榛東村総務企画課

〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1

電 話 0279-26-2195（直通）

FAX 0279-54-8225

E-mail soumu@vill.shinto.gunma.jp